平成２３年（フ）第４３５号
京都市西京区川島東代町77番地１
破産者　株式会社北野総合事務所
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５６８号
岡山市中区門田本町２丁目１番32号　はなはうす門田本町410号、旧住所岡山市中区網浜827番地１　D21－３
破産者　河本　昌宏
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４５号
京都市右京区常盤東ノ町１番地　弥栄マンション11号、開始決定時の住所神戸市北区有野町有野447－１　A101
破産者　吉崎　松茂
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目13番10号
破産者　下鶴　和彦
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
長崎県佐世保市木風町1473番地12
破産者　鈴木　泰彦
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
長崎県佐世保市天満町２番30号　ルネス住吉702
破産者　塩屋かよ子
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
奈良県磯城郡三宅町大字石見422番地の34、開始決定時の住所奈良県橿原市葛本町546番地
破産者　西岡　秀泰
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
仙台市若林区荒井字揚戸23番地の25　ハイツアガト101
破産者　三浦登志子
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
福井市江守中２丁目1903番地13
破産者　浜崎　輝雄
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
静岡県島田市高島町16番４号　コンシェール杉浦Ｃ201
破産者　森　三千隆
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８３８号
名古屋市名東区小井堀町101番地　ドリームピア505号、開始決定時の住所愛知県海部郡蟹江町緑２丁目85番地２
破産者　阿部　　薫
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９２１号
名古屋市瑞穂区船原町２丁目６番地の２
破産者　渡部　博善
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７号
滋賀県長浜市地福寺町１番33号、開始決定時の住所滋賀県長浜市平方町307番地１
破産者　田中　貞夫
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
大阪府泉南郡岬町深日1348番地
破産者　入口　博行
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７５１号
大阪府阪南市桃の木台３丁目14番地の１
破産者　高山　雅和
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
熊本市中央区新屋敷１丁目16番１―810号
破産者　上國料健一
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５３０号
熊本県宇城市松橋町松山3566番地８
破産者　吉川　賢児
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６５７号
熊本市中央区神水２丁目19番21号　Ｎビル302号、開始決定時の住所熊本市錦ケ丘３番12号
破産者　平野　兼次
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係